

平成22年第6回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成22年9月2日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成22年9月2日（木）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第133号から議案第160号
- 第6 請願第8号、請願第9号及び陳情第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	佐藤孝君
19番	猪股文彦君	20番	川上龍一君
21番	本間千佳子君	22番	金子克己君
23番	根岸勇雄君	24番	近藤和義君
25番	祝優雄君	26番	竹内道廣君
27番	加賀博昭君	28番	金光英晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	甲斐元也君
教育長	白杵國男君	総合政策監	齋藤元彦君

會計課長 佐	岡部欽也君	總務課長 山田富巳夫君
綜合政策課長 小林立泰英君	行政改革長 中川和明君	
島嶼推進課長 金子優君	世界遺産課長 北村亮君	
財務課長 伊貝秀一君	地域振興長 計良孝晴君	
交通政策課長 佐々木正雄君	市民生活長 佐藤弘之君	
稅務課長 田川和信君	環境對策長 児玉龍司君	
社會福祉課長 新井一仁君	高齢福祉課長 佐藤一郎君	
農林水産課長 金子晴夫君	觀光工商課長 伊藤俊之君	
建設課長 渡邊正人君	下水道長 和倉永久君	
學校教育課長 山本充彦君	社會教育課長 渡邊智樹君	
兩津病院院長 塚本寿一君	選舉管理委員會長 藤井雄一君	
代監査委員會長 清水一夫君	監査事務局員長 児玉功君	
農務委員會長 島川昭君	消防長 金子浩三君	

事務局職員出席者

事務局長 池昌映君	事務局次長 歌重一人君
議事調査係 中川雅史君	議事調査係 太田一人君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（金光英晴君） おはようございます。ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第6回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（金光英晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、19番、猪股文彦君及び21番、本間千佳子さんを指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（金光英晴君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

- 議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。今期定例会の会期日程についてご報告をいたします。

8月31日に議会運営委員会を開催をし、9月定例会の会期日程について協議いたしました。その結果をご報告いたします。お手元に配付の9月定例会会期日程表をごらんください。

本日9月2日、本会議。この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行い、本会議終了後、議会報編集特別委員会と各派代表者会議を開催します。

あす3日金曜日及び来週6日月曜日は、特別委員会とします。

7日火曜日から10日金曜日までと翌週13日月曜日の5日間が一般質問となり、質問者は18人です。13日は、一般質問終了後、各派代表者会議を行います。

14日火曜日から17日金曜日までが委員会審査です。

17日は、午前中に決算審査特別委員会を行います。

21日は、午後3時を目途に常任委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付けとします。

翌22日水曜日が最終日となります。なお、最終日の本会議は午後2時の開会といたします。

会期は21日間となります。

以上であります。

- 議長（金光英晴君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から9月22日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。
よって、今期定例会の会期は21日間と決定いたしました。
-

日程第3 諸般の報告

- 議長（金光英晴君） 日程第3、諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。
-

日程第4 行政報告

- 議長（金光英晴君） 日程第4、行政報告について市長から報告を求めます。
市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

- 市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、平成22年第6回市議会定例会に当たりまして、平成22年第4回市議会定例会以降の行政報告及びその他の報告事件についてご説明申し上げます。

8月11日に発生しましたカーフェリー「おおさど丸」のエンジン故障を受けて、市では8月19日と9月1日に緊急対策本部を開催し、島内における影響調査の報告や今後の観光振興策の検討を行いました。カーフェリー復旧時期については、予定より1カ月早く、10月1日から運航が再開される予定だと聞いております。代替船の確保につきましては、カーフェリーの配船は国内では見当たらず困難とのことではありますが、貨物船のチャーターについては市から強く要望し、佐渡汽船で早期に導入すべく、調整は現在行われております。昨日の第2回本部会議では、影響を受けた島内関係者に対し、きめ細やかな配慮をもって対応するよう佐渡汽船に申し入れることと決定しました。また、今後の佐渡観光への影響を最小限にとどめるため、県などと連携しながら、9月1日から来年3月末までの間、「CHEER UP！ふんばれっちゃ！佐渡キャンペーン」による観光振興策を推進してまいります。カーフェリーでなくて、ジェットフォイルまで2回にわたり故障が発生したということを受け、この乗客の足に非常に大きな支障が出たわけですが、佐渡汽船についてはこのようなしっかりとした佐渡の唯一の生命線であることを自覚してもらい、安全運航に留意し、運航体制の整備をきっちり行うように強く申し入れております。

次いで、前浜小学校、中学校連携校についてご報告を申し上げます。前浜小学校、中学校連携校については、8月30日に開催した前浜小学校、中学校連携校に関する懇談会において、関係する全13集落より前浜小学校を前浜中学校に併設した前浜小中連携校の開校日を平成24年4月1日とすることに同意する、その内容についての同意書をいただきました。今後10月の契約、着工を目指して事務を進めてまいりたいと考えております。関係集落の皆様には深く感謝申し上げます。

次に、8月28日、市が管理する赤泊プールにおいて発生した事故についてご報告申し上げます。事故に遭われた方は、市内在住の36歳男性であります。親子2人でプールに訪れており、正午ごろプール管理人が子供の叫び声等の異変に気づき、プールに沈んでいる男性を発見、利用者の手をかりて引き上げ、応急処置を施すとともに救急車を要請し、佐渡総合病院に搬送したものであります。

続きまして、その他の報告事件についてご説明申し上げます。報告第16号 平成21年度佐渡市一般会計

継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました消防本部庁舎建設事業及び新穂小学校体育館改築事業が平成21年度で完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

報告第17号 平成21年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

また、報告第18号 平成21年度決算に基づく資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

以上で行政報告及び報告事件についての説明を終わります。

○議長（金光英晴君） ただいまの報告のうち、報告第16号から報告第18号に対する質疑を許します。

竹内道廣君。

○26番（竹内道廣君） 監査委員の報告がついて、特に指摘すべき事項はないと、このような形になっておりますが、我が市の場合全国でも例を見ない貧乏自治体が10集まって合併したために、交付税は200億来ておるのです。こんな自治体は全国にないのです。こういう自治体は全国にありません。だから、この前も交付金が来ても、全国1人当たりトップで来るのです、佐渡市が。これは、交付税に倣って支給されておるからこういうことになるのです。我々は類団Ⅱ-0 っておるのですから、特例もあと3年です。大きな挑戦をしていかなければ必ず大変な事態になるということ、私再三指摘しておるのです。残り3年しかありませんので、監査委員も踏み込んだぜひ議論をしてもらいたい。特に特筆すべきことはないなんて言うておりますが、とんでもない。単年度であればすべてこうです。交付税は200億も来ておるのですから、こんなところよそに例はないのですから。資金不足になるはずもない。これが現実です。しかし、これが特例が終わったときにどう挑戦していくか、うちの挑戦は一番急激な挑戦をしないとバランスとれなくなります。この辺をぜひ監査委員は厳しく指摘しながら歩んでももらいたいと、このことだけを指摘しておきます。

○議長（金光英晴君） 答弁はよろしいですか。

〔「いいです。わかっていると思いますよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

日程第5 議案第133号から議案第160号

○議長（金光英晴君） 日程第5、議案第133号から議案第160号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第133号から議案第160号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第133号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市役所赤泊行政サービスセンターを赤泊総合文化会館内に移転することに伴い、住所変更が生ずることから条例の一部を改正するものであります。

議案第134号 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、他の施設における保健事業の実施を踏まえ、赤泊母子健康センターを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第135号 佐渡市佐和田休日救急診療所条例を廃止する条例の制定について。本案は、本市が設置している佐和田休日急患センターを佐渡総合病院内に移転することに伴い、開設及び運営主体に変更が生ずることから本条例を廃止するものであります。

議案第136号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、羽吉保育園を廃園するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第137号 佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年9月30日で任期が満了となる佐渡市高齢者等福祉保健審議会委員について、委員構成の見直し及び委員の定数「20人以内」を「15人」に、また介護保険事業計画が3年ごとに作成されることから委員の任期を「2年」から「3年」に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第138号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、水道事業において給水装置の新設、増設等の申し込みにより、給水量が増加することで既設の配水施設の改良工事が必要となるときに申込者から工事負担金を徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第139号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い、対象火気設備等の一つである燃料電池発電設備の定義に固体酸化物型燃料電池を追加すること、さらに特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の改正に伴い、引用条項改正の必要が生じたことから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第140号 字の変更について（寺田、目黒町地内）。本案は、寺田、目黒町地内の一部について、当該区域に住む住民と集落の一体性を確保する必要があると認められるため、字を変更することについて地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第141号 北狄漁港（北狄地区）漁港施設機能強化工事請負契約の締結について。本案は、北狄漁港（北狄地区）漁港施設機能強化工事請負契約について、平成22年8月24日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第142号 松ヶ崎小中連携校建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、松ヶ崎小中連携校建設（建築）工事請負契約について、平成22年8月24日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第143号 両津小学校校舎及び体育館耐震補強・改修工事請負契約の変更について。本案は、平成22年議案第92号において可決された両津小学校校舎及び体育館耐震補強改修工事請負契約について、契約

金額を変更する契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第144号 財産の無償譲渡について（月布施公園施設）。本案は、公共施設の維持管理の見直しにより、月布施公園施設のうち公衆トイレ及びシャワー施設について地元認可地縁団体へ無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第145号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ22億9,744万3,000円を追加し、予算総額を457億5,370万1,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では市債及び繰越金などの増額計上、歳出では情報発信の拠点としての観光施設整備の両津港埠頭地区開発事業に2億7,423万5,000円、介護施設への入所待機者の解消などのために介護基盤整備事業に1億810万5,000円を計上するほか、中学校施設の整備として赤泊中学校昇降機設置事業に3,139万8,000円、南中学校の改築改造事業に1,070万円、そして財政調整基金への積立金に14億762万7,000円などを計上するものであります。

議案第146号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ153万3,000円を追加し、予算総額を70億2,625万3,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では国庫支出金の追加や一般会計繰入金金の減額、歳出では人事異動に伴う人件費の減額、国民健康保険団体連合会の分担金の増額であります。

議案第147号 平成22年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ875万7,000円を追加し、予算総額を942万1,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では平成21年度繰越金と一般会計繰入金金の増額、歳出では繰出金と医療給付費の増額であります。

議案第148号 平成22年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,099万9,000円を追加し、予算総額を7億3,089万9,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では平成21年度繰越金の増額と一般会計繰入金金の減額、歳出では人事異動に伴う人件費の減額と後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

議案第149号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,267万9,000円を追加し、予算総額を68億8,517万9,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では前年度決算による繰越金の追加、歳出では人事異動に伴う人件費の減額及び前年度介護給付費等の確定による国、県等への償還金並びに一般会計への繰出金の追加等であります。

議案第150号 平成22年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,284万4,000円を追加し、予算総額を18億944万4,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では国庫補助金の減額、繰越金の増額及び市債の減額計上、歳出では人事異動に伴う人件費の減額及び建設改良費の増額であります。

議案第151号 平成22年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ604万2,000円減額し、予算総額をそれぞれ36億9,175万8,000円とするものであります。補正内容は、人事異動に伴う人件費の減額によるものであります。

議案第152号 平成22年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、

既定の歳入歳出予算額にそれぞれ388万円を追加し、予算総額を3億1,308万円とするものであります。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金の減額、前年度繰越金の増額、歳出では人事異動に伴う人件費の減額、ケーブルテレビの施設整備に伴う工事費の増額等であります。

議案第153号 平成22年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ842万7,000円減額し、予算総額を4億7,817万3,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では平成21年度決算に伴う繰越金の増額及び運営基金繰入金の減額、歳出では人事異動に伴う人件費の減額等であります。

議案第154号 平成22年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1,307万4,000円減額し、予算総額を5億7,432万6,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では前年度繰越金額の増額と人件費減による一般会計繰入金の減額、歳出では人事異動に伴う人件費の減額等であります。

議案第155号 平成22年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について収入を251万7,000円増額し、収入総額を24億696万6,000円に、支出を200万2,000円増額し、支出総額を24億9,917万3,000円とするものであります。また、資本的収支において収入を5,313万8,000円増額し、収入総額を2億9,394万4,000円に、支出を313万8,000円増額し、支出総額を3億5,172万5,000円とするものであります。主な内容は、人事異動に伴う人件費及び一般会計からの繰り入れ等によるものであります。

議案第156号 平成22年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について収入を66万円減額し、収入総額を10億9,508万2,000円に、支出を182万4,000円増額し、支出総額を10億9,357万6,000円とするものであります。また、資本的収支について、収入を6,020万5,000円増額し、収入総額を11億8,584万4,000円に、支出を6,532万円増額し、支出総額を16億375万6,000円とするものであります。主な補正内容は、人事異動等に伴う人件費の減額と緊急性のある建設改良費の増額であります。

議案第157号 平成21年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成21年度佐渡市一般会計及び各特別会計における歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

議案第158号 平成21年度佐渡市小倉財産区及び寺田財産区決算の認定について。本案は、平成21年度佐渡市小倉財産区及び寺田財産区決算について、それぞれ地元認可地縁団体に財産を譲渡したことにより財産区が消滅したため、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

議案第159号 平成21年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成21年度佐渡市病院事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

議案第160号 平成21年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成21年度佐渡市水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（金光英晴君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第133号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 議案第134号ですけれども、佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について、この議案関係の資料集を見ますと、ページでいうと2ページ。合併前は、佐渡市になる前は、小木と羽茂、赤泊地区の各支所単位で例えば乳幼児健診が実施されていました。佐渡市になって合併後は、小木、羽茂、赤泊ですか、3地区会場が持ち回りということで実施されて、ここ数年を見ますと小木、羽茂、赤泊地区は会場は羽茂の農村環境改善センター、こういうふうになっているのですけれども、この赤泊母子健康センターのこの施設を廃止するということは、今後は乳幼児健診、例を出しますと、今後は羽茂に固定するという方針なのかどうか、この1点です。

○議長（金光英晴君） 佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

議員お見込みのとおり、これ以降は、実はもう既に実施は羽茂の農村改善センターで実施をしております。以降、南部地区は、羽茂で健診事業を行うということに統一していきたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 佐渡市佐和田休日救急診療所条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○19番（猪股文彦君） 全協でも説明あったのですが、ちょっと理解がしにくいので、確認のためにお尋ねいたしますが、要するに佐和田にある休日急患センターをやめると、あとは佐渡病院にお任せしますと、補正で減額もされているということは、今後佐渡市はこれについて一切関係ありませんという理解でよろしいのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

議員お見込みのとおり、これ以降は佐渡総合さんの内科外来を利用させていただくということで、佐渡市からは委託料ということで財政的な支援をいたしたい、そういうふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○19番（猪股文彦君） またおかしなことを言うのですが、委託料として同額を支出するという考え方なのですか。そうすると佐渡病院が、言い方はおかしいけれども、利するだけにやるということで、佐渡市民、

例えばこの佐和田地区というか、相川地区というか、真野地区というか、そこからすると遠くなる、不便になる、市民の立場じゃなくて厚生連の病院の立場で考えているように市民は受け取られると思うのですが、例えばそのための国からの支援があるならば別に佐渡病院でやるなら市が委託する必要はない。しかし、医師会が主体になってやるならば、では場所をどこに置いてどうするかという、市民の立場であれば委託する必要がある。そういうふうな理解なのですが、その辺は私の理解が間違っているのですか。あなたの言うのは、何で佐渡病院がやるのに佐渡市が委託をしなければならない、それはちょっと理解に苦しむのですが、それどういうことなのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

佐和田の救急センターにつきましては、旧佐和田町のときに建設されたものでございまして、その当時は利用が相当数あったというふうに聞いております。ここ近年の状況を見ますと、1開催日当たり診療受診者、利用者が大体3人から4人ということで非常に少なくなっております。それで、相当数の利用者の方、佐渡総合さんの救急外来のほうへ受診されるというのがここ数年の流れになっておりまして、そうしますと佐渡総合さんの救急外来が混雑するということが、これについて佐渡総合さんでも大変苦慮されているというふうに聞いております。そういうこともありまして、佐渡市の業務としまして、1次救急は市が行う業務という位置づけでございまして、佐渡市がその従来旧佐和田町で実施しておりました救急センターを引き継いだこともありまして、1次救急につきましては佐渡市が責任を持って行うということで、この内容についても一回検討しようということで検討会等を持ちました。その中で、佐渡総合さんの外来を利用させてもらって、佐渡医師会の先生方のお力をかりまして、1次救急は行政側で賄おうと、それでそこから重篤というか入院が必要な方については、そのまま佐渡総合さんの救急のほうに回っていただくということで、利用者の安全面も確保できるのではないかと、そういう趣旨でございまして、それで先ほど言いましたように1次救急のほうは市が持つべきものという位置づけでございまして、その費用につきましては市が佐渡総合のほうに支払いをしたいというものでございまして。

以上です。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○19番（猪股文彦君） そうしますと、1次救急、2次救急のその線引きは、私は素人でわからないのですが、1次救急というものは法的に自治体が責任を負わなきゃならないと、こういう法律のもとにやるという理解でよろしゅうございますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

基本的に1次救急は市町村で賄うというふうに私どもは考えております。

〔「いや、そうじゃなくて法的にそうなっているんですかと」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（佐藤弘之君） 具体的に法的な記述等はないのですけれども、2次医療につきましては県が担当するということは明記されておりますけれども、1次についての明記はないのですけれども、自治体

が、市町村が行うというふうに承知しております。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 先にちょっと言っておきますけれども、厚生連病院は決して利することはありません。これをするによって、かえって煩雑になって大変なことになるのです。

これは、さっきも説明ありましたけれども、佐和田町当時に休日急患センターとして設けたということですが、ではそのころ、相川の方はどこへかかっていたのでしょうか、両津はどこへかかっていたのでしょうか、南部の方はどこへかかっていたのでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

佐和田の休日急患センターを利用していたというふうに思います。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） そんなことはないと思います。今現在、佐和田の休日センターにかかっているのは平均3人から4人ですよ、それで佐渡病院の急患センターには二十五、六人が来られていると。両津の人は両津病院に行っているのです。南部の人は羽茂病院に行っています。当直、日直やっていなくても詰めていますから、待機で。だから、本来はこの横にある佐和田の休日急患センターはもう要らないのです。1日3人か4人しか来ないし、どうせ患者も来ないだろうからって、詰めている先生方も専門の先生を集めておりません。たまたま内科の患者さんが来ても、整形外科の先生だったり、眼科の先生だったり、ドクターであればいいということで詰めているわけですから。だから、本来であれば私は、推測ですが、その隣にある佐和田病院と佐和田の休日センターがどっちが早くにできたかわかりませんが、佐和田町が佐和田病院に休日の診療を任せておけば何の問題もなかったのです。今回わざわざ、多分医師会の関連もあって、いろいろその辺の詳しいことわかりませんが、佐渡厚生連が引き受けましようというふうなことを人のいい院長先生が言われたと思うんですけども、佐渡病院としてはこれからもっと専門分野の2次救急の、島内完結型の病院を目指すということでは、非常にこういう雑多な外来を置くということは診療上マイナスです。当然開業医の先生方も応援する、それからナースとか看護師さんも別に置くわけでしょう。レベルが違うわけです、2次救急やる先生も看護師さんも全然。だから、これはもう一回話し合いをして、所管でしっかりやってもらって、このままだったらそのまま全部廃止にしてもいいのではないかと思います。それぞれの病院に羽茂、両津、相川、佐和田病院、任せられるような形で話し合いをすべきです、医師会に。どうですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） この件につきましては、先回の全協のときにもお話ししたかと思いますが、基本的に先ほど言いましたけれども、1次救急と2次救急を分けて、今例えば佐渡病院の2次救急も常時待機はしておるわけなので、そちらのほうに軽症の患者が休みのときの緊急で入ってしまうということで、2次救急的に待機する先生もそちらのほうを診なければならぬという、そういうことでございまして、そういうことで負担が生じておるというふうに承知しております。したがって、それを解消

するためには、今休日急患センターで担当しているお医者さんがそちらのほうへ入っていただいて、それで1次、軽症の方はそちらで診てもらって振り分けをしていただくと、それで重篤な入院が必要であればそのまま佐渡病院の2次救急のほうに入っていただくと、そういうふうに私ども考えておまして、そこで佐渡全体の医療資源というのですか、そういうものを有効に活用することによって市民サービス向上になるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 私が心配しているのは、今までこの隣にあった佐和田の休日急患診療所的时候は1日3人とか4人、1人ぐらいのときもあるのです。そういう状況で、2次救急に送る患者さんなんかはほとんど来ていなかったと聞いているのです。それを佐渡病院の中に休日急患センターをつくりましたよということがオープンになれば、今現在26人ぐらい来られているのがもっとたくさん、ああ、佐渡病院へ行けば見てもらえるのだということで、ふえたときにどうなるかどうか。土曜日、日曜日、夜、忙しいから行けないから、日曜日の昼間、祭日だけれども、佐渡病院へ行けば診てもらえるのだというような感覚で、一般の方ってそういうような使い方ってするでしょう、都会の人でもそうですが、田舎でも。だから、それを心配しているのです。

○議長（金光英晴君） 答弁よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 議案第135号ですが、予算書の33ページ見ますと、休日急患センター運営費として123万、これを賃金関係減額しておるわけですが、そうすると今度は委託料という形で佐渡病院のほうへお金を出す、いわば場所代というのだろうと思うのですけれども、これを佐渡病院に移して委託料を出すと、今までの直接佐和田に休日救急診療所というの、休日救急診療を行っておったのと同じへ委託料で出すということとは、お金の面ではどういう関係が生まれるのですか。まずこれについてお答えください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

佐渡病院の厚生連さんのほうの委託料につきましては、今当初予算で計上してあります診療業務委託料、これは佐渡医師会さんをお願いするというので計上したものでございますけれども、これの中から委託料ということで、今年度11月以降の予定しておりますので、約180万程度なのですけれども、支払いをさせていただくということになります。

それで、現在の休日急患センター分として計上しております予算につきましては、まだもう少し、11月までの診療があるものですから、その形を維持しながら、不用残は更正していきたいと、そういうふうに考えております。それで、収入なのですけれども、実際今運営しております休日急患センターの分につきましては、11月以降の収入が入りません。ということで、歳入のほうの予算は減額をさせていただいてもらっております。ということで、これ以降につきましては、11月以降につきましては、その診療収入というのは厚生連さんのほうの収入になるということでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） ちょっとこれ組織的におかしいことになっておりはせんかというの。大体医師会がこの休日救急診療というのをやっておるわけですよ。今度は佐渡病院にそれを業務委託をすると、こういう形で、実はそれは佐渡病院に入りますよということになれば、そもそも医師会を中心にして進めてきたこの休日救急診療というのは、もう用をなさなくなるのではないのですか。そうすれば事実上廃止という形に、1次救急は行政がやらなんだと言いながら、実態としてはそれは消滅すると、こういうことになりはせんかということが1点。

そこで、それでは佐渡病院のあるところを借りてやるのだということになると、そこへ詰めるお医者さんの関係は今度はどうなるのだと。つまり佐渡病院のほうへ委託料としてお金やってしまっ、あとは佐渡市は知りませんぞと、こういうことになるわけなのですが、そうすると医師会から派遣されたお医者さんというのは、どういう身分の関係になるのか。それわかりやすく言うと、日当は佐渡病院から支払いを受けるというような話になってくると、いよいよその存在意味がなくなってくるのではないか、その辺のところの整合性の話はどういうふうに決着をつけたのか、お答えください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

お医者さんのほうの支払いにつきましては、私どもが委託料として見積もって、佐渡病院さんのほうに支払った中から、佐渡総合さんが勤務してくれたお医者さんに支払うという形になっておりまして、スタッフ的には佐渡病院の先生方も1次側に出てくれる方もいらっしゃるのですが、佐渡医師会の先生方が順番に詰めていただくという形でございますので、佐渡病院さんのほうから支払いは出るのですが、原資は佐渡市のほうから支払いをすると、そういう形でございます。

以上です。

〔「全然違う。議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） だから、今私が質問したことを乾かしていないわけです。わかりやすく言うと、佐和田の休日救急やめたよと、そのかわりに佐渡病院にお金を払うと。委託料として払うのです。そうすると、もうその時点でこの関係は精算されてしまっておるわけです。そこで、今度は佐渡病院と医師会との関係が契約事項になるのではないですか。というのは、こっちのほうはもうかかわり合いは持ちませんという話になっておるのではないですか、今の説明だと。委託料を佐渡病院へ払って、あとはだれを頼もうと、それは佐渡病院の勝手ですよと、こういうふうになっておりはせんかと。たまたま開業医の先生をお願いしたときは佐渡病院が賃金を払うと、こういう形になってしまいませんか。そうすれば、そもそもの休日急患というものは意味をなさないということになる。そうすれば休日急患は事実上廃止と、こういうことになるのですが、そこのところはどうなるのだとおれは聞いておる。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長（佐藤弘之君） お答えします。

市としましては、先ほども言いますように、1次医療につきましては責任があるという考え方でございまして、したがって今現在の休日急患の分がそのまま佐渡総合さんの場所に移って診療していただくという考え方でございますので、今まで支出した形態そのまま、佐渡病院を通じてそれぞれ勤務してくれた方に支払いをしていただくと、そういう形でございますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第136号についての質疑を終結いたします。

議案第137号 佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 端的にお尋ねを申し上げます。

委員は20人以内ということですから、15人でもいいわけですが、今までは何人いたのが15人になるのか。

もう一点は、旧条例を見ますと、例えば（4）のケアマネジャー連絡会代表、あるいは5番を見ると最後のほうに代表、6番も代表というふうな形で表記されております。ということは、代表者がそちらのほうの委員になっていたように感じますが、新条例を見ると関係者というふうな形になっていきますので、これは代表者以外の方もなれるというふうに理解していいのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 廣瀬議員のお尋ねにお答えをさせていただきたいと思います。

まず、委員の数でございますが、現審議会は15人で運営をしております。したがって、この数でこのまま推移をさせていただきたいということで、15という形で定数を上げさせていただきました。

それから、組織の関係で代表と事業者、保険者ということでございますが、これにつきましては議員のお見込みのとおり、代表ということではなくて事業者の方、代表以外の方でもそこに選ばれてなれるということをお願いをしたいと思います。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今ほどお話もあったのですが、なぜ委員の中からケアマネジャーあるいは民生委員を外すのでしょうか。というのは、先ほど市長の提案理由の説明の中にもありましたが、今後介護保険制度が大きく変えられようとしているわけです。そんな中で、一番現場わかっているというのがケアマネジャーさんなのです。なぜそういった意味でケアマネジャーさんと民生委員を外すのかということが1点。

2点目は、新しく入れた学識経験者というのは具体的にはどういった方を指すのか。何を言いたいかといいますと、これまでの介護保険制度がさらに大きく変えられるわけですから、やはりそれなりの専門性の知識がないとなかなか無理なのかなというふうに思うので、その点も伺っておきます。

3点目には、高齢者等福祉保健審議会の任務というか仕事は2つありますね。1つは介護保険事業に関する事、2つ目は高齢者の総合的な保健医療福祉政策に関する事になっているわけですが、先ほどの市長提案だと前段の介護保険事業だけのような言い方だったのですが、その辺は具体的にこれまでも含めてどのようにやっていますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 中川議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ケアマネジャー等の関係でございますが、これにつきましては構成員ということの中で、新たに介護サービス事業者の中で枠どりをいたしまして、その中をお願いをしたいと考えておりますし、民生委員はどうかというお尋ねでございますが、これは学識経験者の中に入れさせていただきたいと、このように思っております。これにつきましては、他市の条例、規則、要綱等を調べまして、そのような形をお願いをしたいと思っておりますし、また学識経験者にはほかにどのような方が考えられるかということでございますが、医師会等の先生等をお願いしようかなというような案を考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そうしますと、具体的にケアマネさんや民生委員の方は、同じ15名でいくようなのですが、何人ぐらい入れる予定なのかをお尋ねをしたいのが1点と先ほど3番目の質疑に答弁がなかったのですが、介護保険事業及び高齢者の総合的な保健医療に関する事、これは具体的に何を指しますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 答弁漏れがありまして、申しわけございませんでした。

まず、関係ですが、先ほど3年の関係で介護保険事業計画だけではなくて高齢者の関係、お話をさせていただきました。これにつきましては、介護保険事業計画と一体になりました高齢者等の福祉計画を策定することになっております。それらの関係もあわせまして、この審議会で構成をさせていただきたいと、検討させていただきたいと思うのが1点でございますし、それぞれの枠に何人程度というお尋ねでございますが、今の案を検討しておる最中でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 1つ重要なのは、介護保険事業計画も高齢者保健福祉計画もそうなのですが、ただつくるだけではなくて、その計画がどんなふうに目的が達成されて進んでいるかというあたりが、私一番重要なのではないかと。ところが、多くのこういった審議会というのは、それつくったらおしまいみたいになっているのですが、例えば社会福祉法の7条である地方社会福祉審議会というのがありますよね、そういう定義が。私そういったような役割をやっぴりきちんと持たせてやっていく必要があると思うのですが、その辺の具体的な計画はどのようになっていますか。ただ計画をつくるだけなのか、進捗状況もきちんと

管理していくのか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えをさせていただきたいと思います。

議員のご質問、お尋ねの関係でございますが、これにつきましては議員のお尋ねのとおり、進捗状況等もあわせて管理をして審議会で審議をさせていただきたいということで、今回委員の任期も2年から3年ということにいたしましたのは、介護保険事業計画そのものが3年でございますし、それに合わせた高齢者福祉等の計画についても、計画を立てながら、あるいは進捗管理のほうもさせていただきたいということで3年とさせてもらったものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結いたします。

議案第138号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○26番（竹内道廣君） なぜここに1項つけ加える必要性が出てきたのかという、この理由。

次は、この中に「総事業費から国庫補助金等の収入額を差し引いた金額の2分の1以内で管理者が定める工事負担金」を申請者に請求することができると、なぜ以内としたのか。2分の1をいただくとするならばわかりやすいが、以内としておる。これには、後ろに恐らく細則というか規則があって、金額総体の中から例えば100万以上ならこれを上限とするとか、これならば2分の1いただくとかとそういうものがあると思うのですが、その細則はどうなっておりますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） お答えいたします。

必要性でございますけれども、この佐渡市水道事業給水条例におきまして、通常の給水管の工事については、ご存じのとおり基本的に原因者負担となっておりますが、現在の条例上で配水管等の増設申請についての規定がございません。今回は、佐渡総合病院において給水量が不足するものですから、金井地区の上水道と金井の東部簡易水道を統合するための事業で、急遽平成22年度で行います。そのために、佐渡総合病院のほうから応分の負担をもらいたいということでございまして、今回の条例改定を行うものでございます。

2点目の2分の1以内につきましては、公共事業の中で配水管等については補助金の対象でございますけれども、それに伴う既存の給水工事がございます。これについては単独事業でございまして、単独事業につきましては佐渡総合病院のほうから負担をもらえないということでございますので、配水管のみということで2分の1以内と明記してあるものでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○26番（竹内道廣君） 答弁になっていないでしょう。これは、管理者が自由に決められるという読み方にできるのです。私の腹づもり一つで、管理者が2分の1の中のどの程度にしてやるかというのをおれがやれるのだと書いてあるから、おかしいのではないかというの。それには、裏に規則なり、細則なり、施行規則があるのでしょうか。だから、金額がこれよりいっぱい膨れ上がった場合は、2分の1は余り金額多過ぎるから3分の1程度にしてやるとか、それが何かあるのではないですかと聞いておるのです。そのことを答えを言うてくださいと言っておるので。意味わかりますか。これは、管理者が好きなようにできるのではないかと、2分の1以内ということは。管理者が好きなような手心を加えて請求できるのではないかと、そうではないだろうと、裏に細則か何か、規則か何かでこれくくってあるのではないですか、それはどうなっていますかと聞いておるのです。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 大変失礼しました。

説明不足ということで、もう一度説明しますけれども、このような案件につきましては今後ほとんどないケースでございまして、通常であれば、水道事業でよっぽどの大きな大改修とかについては個人の会社のほうで全部負担ということになりますけれども、今回の佐渡総合病院については公的な病院も一部あるということでございまして、急遽開院に合わせまして事業を行いまして、その関係で今回のケースにつきましては佐渡総合病院、厚生連のほうで金額については補助金の2分の1相当ということでございまして、覚書等でまとめることで進んでいます。これについては、8月の6日に覚書の案を厚生連に示しておりまして、金額の上限については厚生連との間で確認をしているところでございます。

以上です。

〔「じゃ、管理者が好きなようにさじかげんにできるということじゃねえかよ。

だから、それはどうなっているかと聞いている。今できると言っておる」

と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（和倉永久君） 申しわけございません。

先ほども説明したのですが、公共事業で認められる部分と単独事業のことがございますので、竹内議員がおっしゃるとおり、公共事業で認められる補助金の2分の1ということで明記すればよろしいのですが、なかなか水道工事については個々それぞれの細かい部分がございまして、そういう関係で2分の1以内とさせてもらいました。答弁ちょっと難しいところでございますが、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○26番（竹内道廣君） 結局は、管理者が好きなように金額を決められるということなんだな。これは、問題ありますよ、それでは。あなたの今の答弁を聞いていると、結局管理者が好きなように、厚生連と覚書があるなら、覚書金額はどうなっておるのか。2分の1以内という、これ以内とする、アバウトなこんな2分の1以内とする。管理者がこんな好きなように金額決められるかと私は聞いておる。そういうことがあってはならぬですよと、それには裏に細則、規則があって、施行規則にはこうなっておりますと、金額が多い場合はこうします、金額が少ない場合は2分の1そっくりいただきますよと、何かあるのではないですかと、こう聞いておるのです。全然答弁になっていないではないですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 細則を検討して整備したいと思います。

〔「検討したいと思いますって」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（和倉永久君） 申しわけございません。今回の2分の1につきましては、農林業等々のそれぞれの災害等の負担等、それが大体2分の1ということを目記してございまして、それを応用させてもらいまして今回の規定にしましたので、細則についてはまた水道事業管理者と協議しまして整備したいと思います。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結いたします。

議案第139号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

議案第140号 字の変更について（寺田、目黒町地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 北狄漁港（北狄地区）漁港施設機能強化工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第141号についての質疑を終結いたします。

議案第142号 松ヶ崎小中連携校建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結いたします。

議案第143号 両津小学校校舎及び体育館耐震補強・改修工事請負契約の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

議案第144号 財産の無償譲渡について（月布施公園施設）の質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） じゃ、時間ないんで、1回で。

議案第144号 財産の無償譲渡についてです。月布施公園施設、施設ですので、公園については質疑しませんけれども、場所は両津地区の前浜、月布施です。遠隔地で非常にいいところです。先ほども言いましたけれども、議案第144号についての議案関係、資料集をごらんください。ページは、一番最後のページ、26ページ、開いたかな。この物件写真となっています。上と下で2枚の写真らしきものがあるのですが、上が恐らく月布施公園公衆トイレ、下がこれ月布施公園のシャワー施設と思われませんが、これまるで心霊写真のようです。議案関係資料集なので、もっとまじめにというか、きちっとした写真を載せたほうがいいと思います。そしてさらに、この写真の横に、これが月布施公園公衆トイレですよと、あるいはシャワー施設だとわかるように説明項目を私は入れるべきだと思います。今後きちんと今言ったようなことをやりなさい。やるかどうか、これが第1点。

質疑ですので、この議案の無償譲渡について、大事な点を言いますよ。地域住民の声、その譲渡相手の声を反映したものになっているのかどうか、その経過についてまず聞きたい。

そして、1回で終わらせますけれども、参考のために、今後この施設の活用内容、よろしく願います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

月布施公園のシャワー施設及びトイレにつきまして、物件写真、非常に写りが悪い、それからそれぞれのシャワー施設なのかトイレなのか明記がないということ、大変反省をしております。これからは気をつけさせていただきます。

それから、ご質問のこのトイレ、シャワー施設を民間譲渡、地元の地縁団体に譲渡する経過について、ご報告をさせていただきます。まず、市の公共施設の見直しの中で、数年前から地元集落とこの施設について譲渡の打診をしてまいりました。しかしながら、集落としてはトイレとシャワー施設という形では譲渡は受けられないというようなことから、近隣の野浦集落あるいは片野尾地区、それぞれ観光トイレを整備しております。したがって、このトイレとシャワー施設については廃止をさせていただきたいという申し入れを行ってまいりました。このたび地元のほうから、この施設を集落の防災施設として使いたいと、使わせていただきたいと、こういうことがありまして、まずトイレのほうは防災用の倉庫、それからシャワー施設のほうは防災用の土のう置き場、こういった施設としての利用を予定しているというふうに向っております。譲渡については、不要となる便器、蛇口、浄化槽について佐渡市のほうで既に撤去をしておりますけれども、これに係る撤去の費用でございますが、65万6,000円を支出をしておるという状況でございます。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○26番（竹内道廣君） これは、公園は廃止はしていないのだな、公園は。まず、この公園の土地はだれのものか、どこのものなのか。借地なのか市のものなのか。今度は、シャワー室とトイレを外すというのだから、これは壊しますよといったら、壊さないでくれと、これは私らが防災に使いたいからと、こういう

ことになったというが、土地はだれのものなのか、それから公園は外れていないのか、公園はそのまま月布施公園として指定されておるのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

公園につきましては、これは県の県道の拡幅の残地でございます。施設の整備、公園整備全体は、これは旧両津市で単独で行ったものであります。したがって、県有地を占有する形でこのトイレとシャワー施設を使ってきたという経過がございます。その公園そのものは、今後も月布施公園として利用するというところでございます。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○19番（猪股文彦君） 公園を続けるというのだけれども、ゲートボール場で、もう草ぼうぼうになって公園というようなものではないと思うのです。だから、何で実質的に公園ではないものを公園としておく必要があるのか、この際だから譲渡するとか、あるいはトイレ自体が使えなくなっている、シャワールームも使えなくなっている、公園として機能も果たしていない、こういうものこそ早く処分をするというのが行革の方針だと思うので、どうしても使っているものを処分せよというのは、これはまた地域の住民にとって気の毒だけれども、草ぼうぼうになっているものを何であのまま幽霊屋敷のようにしておく必要があるのか、その辺はどういうふうな理解なのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

その後の公園の活用方法については、まだ地元とそれほど詰めてはおりませんが、今議員ご提案ございましたけれども、この後そういったことも含めて、ゲートボール場がどのように使われているか、あるいは草刈りの管理とか、そういうのを含めてちょっと地元と相談したいというふうに考えております。以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結いたします。

議案第145号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての質疑に入りますが、歳入歳出別とし、歳出はさらに款ごとに分けて行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 15ページの臨時財政対策債、今回10億8,700万ほど補正して、総体が23億1,900万ですか、昨年度の決算実績で見ますと17億7,900万くらいで、比較すると5億4,000万余りふえているわけです。この今回の補正額で臨時財政対策債、本年度分はこれがすべてですか、まだこの後も枠配分の残りがあるのですか、その点についてお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 臨時財政対策債については、今回が決定額でございます。全額載せてございます。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） ちょっと1点お伺いしたいのですが、11ページですが、国庫補助金の関係で土木費の国庫補助金の関係です。2節のほうへいきまして道路橋りょう費補助金、補正1,900万上がっているわけですが、中の細目の説明を見ますと随分減額があり、そして最後には社会資本整備総合交付金というような格好で2億2,000万上がると、こういう歳入状況になっておりますが、恐らく後の歳出との兼ね合いでの歳入調整がされておるのだというふうに思いますが、これは最後の2億2,300万と大体減額になった額とほぼ同額になるというようなふうにこの数字上は見えますので、それぞれの関連性があってこういう歳入調整がされているのかどうか、その1点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊正人君） お答えいたします。

国庫補助事業が社会資本整備交付金のほうにすりかわったといいますか、変わったということでございます。

○議長（金光英晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

まず、1款議会費から4款衛生費までの質疑を許します。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 21ページの財政調整基金費の補正についてお伺いします。

先ほど歳入のところで臨時財政対策債10億8,000万くらいですか、今回追加しておるわけですが、今回この財調に14億700万くらいを追加補正するわけですが、臨時財政対策債、一般財源ですから色はついていないので、どこへ使ったということは説明しづらいと思うのですが、極端に言いますと臨時財政対策債でもらった金を今回財調に回したというふうに、これは曲解になるのだから、そういうふうに理解していいのだから、まずその点についてお伺いしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 財調基金への積み立てにつきましては、歳入のほうで今申し上げました臨時財政対策債を全額載せたこと、それからもう一つ、繰越金につきましても確定しましたので、それにつきましても全額を載せました。その歳入財源と歳出の兼ね合いで、繰越金については地財法に基づきまして2分の1の積み立てをしておりますし、そうした歳入歳出の差し引きで財調基金への積み立てを今回するも

のでございます。よろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 今は財務課長の説明でわかりましたが、ちょっと私申し上げますが、こういうことだというふうな大まかな理解でよろしいか、ちょっと確認させてください。

まず、21年度の決算の実績では財調は13億余り積んでおりますわね。それから、21年度の決算で実質収支額が11億8,586万、つまりこの半分を地財法あるいは地方自治法の規定により2分の1を下らない額を財調に積み立てるとした場合には、これが5億9,000万ぐらいですか、になります。それから、空港用地特別会計の用地補償費の会計から繰り入れ10億しましたね。それと、今回の臨時財政対策債をそこへ充当したというようなことで、こういう14億というような大きな金額になったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今議員がおっしゃられたとおりでございます。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 1点は今の関連ですが、わかりやすく言えば、財調にお金を14億も積み立てられるということは、大変財政運営が楽なのかなというふうにも見るができるわけですね。普通ですと、財調から金を崩す、ためた基金から取り崩して、そのとき必要な行政政策経費に充てていく中でそんなことをやるわけですから、そういうふうな理解でいいのか。つまり今、国も含めて景気の冷え込みで大変だ、新しい手を打たなければいかぬという中で、この9月に14億も基金に積み立てるということでいいのだろうかというふうに私は思うのですが、市長はこの辺どう考えますか、それが1点。

2点目は、ページ数でいうと19ページです。両津港埠頭地区の開発事業2億7,000万余りですが、全体の事業費と今後の予定、この事業の中身についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 先ほども別の議員がお話しになったように、3年後に非常に厳しい状態が予想されます。当然景気対策等には最大限努力はいたしておりますが、そういう意味でご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

北埠頭の開発でございますが、平成22年から24年の期間で建設したいと考えております。これにつきましては、合併特例債の借入れ期間ということで設定をしております。全体では、今の計画では約11億でございます。そのうち特例債が8億1,000万ということでございまして、一般財源が2億8,000万でございます。

今回の補正の内容でございますが、謝礼ということでプロポーザルを予定しております。それから、事務員が新潟等に行く出張旅費、それから委託料といたしましては1,500万を当初予算で計上しました。これについては基本設計でございますが、今回は24年に完成させるということもありまして、急を要します

ので、委託料の3,400万を計上させていただきました。また、用地購入費につきましては3,310平米を購入ということで、港湾空港庁舎のところでございますが、9,900万を計上いたしました。また、譲渡に係る補償等を今回計上いたしました。

それから、内容でございますが、今現在考えておりますのは、加茂湖周辺P T等でもこの後内容を詰めてまいります。それから、実施設計の委託の内容の中でも、それを加味しながら内容を検討していきますが、現在では建物を2階から3階ということで考えておりますし、シンボリックな美しい建物をつくりたい、それから太陽光パネル等も考えてみたいと考えております。それから、多目的ホールと、それから観光インフォメーションセンターを備えたもので、佐渡の本場ものものを展示するブース等も考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 財政調整基金の積み立ての件ですが、先ほどの質疑の中でもありましたが、臨時対策債を借りるのもあるのだけれども、この間の一連の国の緊急経済対策でどんどん、どんどん現ナマが入ってきて、その分の突き出しの部分もこれはあるわけです。結局本来緊急経済対策で使えという部分が、経常的に使う部分の中に入って出てきたという部分もあるわけですから、今国も含めて、将来も大変だけれども、今の国民生活大変だ、市民の暮らし大変だということですから、やっぱりこれは今の時期に合った施策に使っていく必要が私はあるのではないかと思います。感想があればお尋ねをしておきます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費から8款土木費までの質疑を許します。

猪股文彦君。

○19番（猪股文彦君） 1点だけ聞きます。37ページの離島漁業再生支援事業、これ7,000万も減らしているのだけれども、何で減らしているのですか。事業がないということなのですか、どういうことなのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えいたします。

この減額は、事業内容ではありませんで、この交付金の積算基礎の漁家のとらえ方が変わって、そのために519戸ほど対象漁家が減りまして、それに単価を掛けまして、これだけの金額が交付金として減額になったと、そういうことでございます。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○19番（猪股文彦君） 要するにこういう理解でいいのですか、申請したときに比べて魚のとれ方が少ないのだから、その分だけ交付金が農水省から減らされた。そうすると、減らされたところについてはどういふ事業をこれカットすることにしたのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えいたします。

当初は、この交付金の対象漁家は漁業センサスの漁家でとらまえておりました。ここへ来て、その漁家のとらえ方が漁協さんの構成員に合わせるということで、結構ハードルが上がったみたいであります。そういうところで、これだけの漁家が対象から外れたということでございます。当然2億円余りあった交付金がこれだけ減って1億5,000万ぐらいに減ったわけでございますので、不要不急のところはできるだけ、不要不急という表現はおかしいのですけれども、各浜に、あるいは現場にお願いをいたしまして、精査をしていただいて交付金事業を執行していくと、そういうところでございます。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） ちょっと教えてください。35ページ、ちょうど中間ぐらいです。3目の農業振興費、ちょうど真ん中ぐらいで生物多様性戦略推進事業2,200万余りありますが、その中で下から2行目です。環境経済戦略策定委託料増で475万5,000円ありますが、この環境経済戦略というもの、ひとつこの説明をお願いしたいと思います。

それと次、37ページの上のほう、農業施設管理費の中で、これ619万6,000円ありますが、一番最後、施設解体工事470万ほど、これはどこなのか教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えいたします。

まず最初に、環境経済戦略についてお答えをいたします。我々今、生物多様性、それから生き物、環境、こういう言葉といますか、考え方といますか、それを先頭に立てて農林水産物の販売促進あるいは生産振興を図ろうと、そういうふうな取り組みを進めてまいっております。このような取り組みのもとに、根本的なところはこういうふうな取り組みをするための原資をどうやって回すかということでございまして、環境に対する配慮、生物多様性の保全、維持等々に対する配慮と経済を結びつけていくためには、どういうふうになれば一番合理的であるか、あるいはその循環に資する取り組みができるのかと、こういうことを我々の市では、それからそこらじゅう、日本じゅうの知見を集めて戦略としてまとめ上げようと、こういう思いで現在取り組んでおるところでございます。一番いい例が、我々が生き物をはぐくむ農法という環境配慮、それからそれを先頭に立てて米を売り立てる、その売り上げの中から何がしかがまたその対策に回っていけると、そういうふうなのをもう少し大がかりに、かつ理論的に組み立てる、そういうふうなところでございます。

それから、37ページの解体工事でございます。これはともに小木地内にあるのですけれども、1つは農機具の格納庫、それからもう一つはこれは小木の琴浦にあるのですけれども、ブルドーザーの格納庫、ともにもう老朽化が進みましたので、今回解体、取り壊しをしたいと、そういうことでございます。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○26番（竹内道廣君） もう一回さっきのところへ戻りますが、離島漁業再生支援交付金、これは2億8,000万ずつ5年間、これやりますよということでやってきたわけですけれども、そのときに2億8,000万円を使い切らなければだんだん減額されるのではないかと、そんな心配はないと。残っておりますけれども、何

の心配ありませんというて5年間を経過するのに、私が議長の時離島振興のこれと言ってきたのですが、あなた方が今出しているこの金が非常に使い勝手が悪いと、制約があり過ぎると、もっと自由に、本当に離島を振興させてくれるならば使わせてもらいたい、そういう方向でいきますというお話で、さらに延長しますという話だったのに、なぜここで7,000万減額になっておるの。政権がかわったからこういうことが起きておるのですか。いや、本当に大事なことです、これ。今まで2億8,000万ずつ5年間来て、さらにこれを延長しますということでやっておるのです。離島のこれについては見直しはいたしませんと言うて来ておるのに、何で、これどういう理由で本当に7,000万減額になっておるのですか。正規の文書か何かあるのでしょうか、それとも都合勝手に向こうが減らしますとって減らしたのに納得しているの。ここのところ答弁きちっとしてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えいたします。

数字的には先ほど申しましたように漁家の定義が変わりまして、それで漁家数が減ったので数字が落ちたと、そういうことでございますが、我々も今竹内議員言われるように、この交付金そのまま継続と聞いておりました。ところが、ここへ来て今のような、こういうふうな状態になったのですけれども、それが議員言われるように政権の話なのか、済みません、そこら辺はよく存じませんけれども、我々も非常に残念だと思うのですが、こういうふうに減らすのだということで承って、作業を進めておるところでございます。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○26番（竹内道廣君） ということは、これからは1億5,000万で事業をあれしなさいということですか。

これからずっと1億5,000万以外よこさないのですか。2億8,000万よこしていたものをこれからはよこさない、1億5,000万をどう使うかと考えるのですか。そう考えていいのですか。それとも、今思いつきみたいにかこうやって今回は金がないから減らした、しかしそうではない、もとに戻ってまたあれするのだということなのか、それともこれからは漁家の関係数と言うたな。正規の漁業者としてとらえる漁家の関係数でこれを減らすということは、これからもこれ以上のものはないのですな。1億5,000万でいくのですな。その辺がどうなのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金子農林水産課長。

○農林水産課長（金子晴夫君） お答えいたします。

現時点では、我々はこの漁家数で、この単価で事業を進めると、そういうふう聞いております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、やはり前に戻してほしいという運動といたしますか、要請といたしますか、それは続けてまいりたいと、そういうふう考えております。

○議長（金光英晴君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消費税から11款災害復旧費までの質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 53ページ、給食センター費、そのところに一番最後ですが、給食センター運営費で950万円、これ修繕費増というふうな形でついていますが、これ場所はどこで、どういうふうな修繕をするのですか、聞かせてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

給食センターについては6カ所あるのですが、大きなセンターが4カ所あります。それで、おのおのの機械等の修繕等でございます。大きなものについては、畑野給食センターの食器の洗浄機の修繕が大きなものであります。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 議長にお伺いしますが、給与費明細書について質疑してよろしいですか。

○議長（金光英晴君） あわせて。

○4番（白杵克身君） よろしいですか。

○議長（金光英晴君） はい。

○4番（白杵克身君） 今回予算全般見て、人事異動に伴うということで給与経費を補正を行っておりますが、この一般職の57ページ、職員数が7人ほど一般会計では当初予算よりふえるわけです。一方、今回の補正予算、特別会計等を見ますと国保で1人、後期高齢で1人、介護で2人、下水道で2人、ケーブルテレビで1人、歌代が1人、すこやかが2人、病院が1人、水道が1人、計12人特別会計では当初より減っております。そうすると、これを見ますと、現場のほうが非常に何かおろそかにされているような感じを受けるのですが、その反面、一般会計のほうでは7人ふえておるといことです。つまり一般会計では事務事業がふえたということなのか、そしてまた特別会計のほうでは事業、事務が減ったために減員しておるのか、この辺の考え方についてお伺いいたしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） お答え申し上げます。

実は、21年度から22年度にかけまして、部制を解消いたしまして課制といたしました。その関係で、課の構成が大きく変動いたしておりますので、その間のやりとりの中で人間を動かしたという形の中で、業務に合わせながらその人員配置を当然いたしておりますけれども、業務量ということについては大きな変動はないというふうには考えておりますが、明確にはちょっと私今現在ではお答えできませんので、申しわけございません。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 一般会計よりはむしろ、今議題となっているのは一般会計なのですが、特別会計のほうさっき申し上げた人数が減が多いわけですよ。そうすると、人員配置の面でそれが適正なのかどうかということ疑問に感じたものですから質疑を申し上げたのですが、また委員会のときに詳しくお聞きさせていただきます。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○19番（猪股文彦君） 委員会で聞いてもいいのですけれども、51ページの歴史・民俗施設管理運営費というところ290万余りこれありますが、これは博物館に関係あるのかどうなのか。1つの市に13も博物館あるところはないといいながら8年間放置されておりますが、これは残っておる博物館なのか、どうするのか、その辺の予算措置の内容をお聞かせください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

文化財の施設につきましては、文化財審議会の中でも行革の方針の中でも統合という問題を抱えておりますので、その中で将来に向けての統合計画の取りまとめをいただいているところです。

〔「これはどこな。この補正……」と呼ぶ者あり〕

○社会教育課長（渡邊智樹君） この予算につきましては、施設維持管理委託料でございますけれども、相川の奉行所でせり場がございまして、そこがちょっと黒カビが発生しているということで消毒作業の委託料ということでございます。

○議長（金光英晴君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第145号についての質疑を終結いたします。

議案第146号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。
歳入歳出一括で行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第146号についての質疑を終結いたします。

会議の途中でありますので、ここで昼食休憩といたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（金光英晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第147号 平成22年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第147号についての質疑を終結いたします。

議案第148号 平成22年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第148号についての質疑を終結いたします。

議案第149号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第149号についての質疑を終結いたします。

議案第150号 平成22年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第150号についての質疑を終結いたします。

議案第151号 平成22年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第151号についての質疑を終結いたします。

議案第152号 平成22年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○19番（猪股文彦君） ここへ来て情報センター費が380万、繰入金金が1,000万減っていると、これ差し引きしてのことなのですが、説明を求めます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

今指摘がありましたとおり差し引きであります。そのお金は、国庫補助金が増額になったということでございますが、国庫補助金につきましては当初1,500万の単独事業費を盛っておりましたが、補助対象になったということで、その分を差し引いたものでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○19番（猪股文彦君） これ予算が通っているから、今そこで蒸し返すことはないのですが、佐渡汽船が船がとまって大変だと、電話がかからないというときに、あそこを見ても悠長な佐渡市と関係ない、何かどこかの外国のようなのをやっているのですが、これはもともともっと金を減らすのならば、無駄な放映をやめて必要なものだけ放映していくともっと、これは税金使わなくてもよくなるのではないかと思うのですが、これちょっと質疑と違うかもわかりませんが、たまたまこれ金が、国庫が来たので持ち出しが少なくなったというふうな説明なのですが、どっちみちできるだけ持ち出さないようにするためには、あのわけのわからない放送をやめて、必要なものだけ放映すれば人件費、その他浮くような気がするのですが、そういうふうな意味合いの補正予算というものは組むわけにいかないのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

特別会計予算を組みまして、先ほども話が出ましたが、8名から7名ということで本年度1名減でやっております。それから、放映内容につきましても今年度から見直しを行いまして、行政サイドからの放映ということで頑張っております。まだ特別会計をつくりまして1年目ということでありますので、今後につきましてもそれをもとにしながら、この後のことにつきましても考えながら削減してまいりたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） お聞きをいたしますが、1点であります。今ケーブルテレビ加入をして、そしてどうしても視聴できないというような苦情が入ってきたことがあります。なかなか何日間にわたってつかなかったかと、よくわかりませんが、そういう苦情が来て、恐らく関係する担当のほうへそういう話がいったのだと思いますが、そのような事例はあったか。

それから、その解消策として、今回700万のこの補正の金額はそういう施設の、解消するための施設として導入されるものなのかどうかについてお聞きをいたします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

今ほどありましたように、5月5日から、それと7月15日から27日にかけて、連続いたしまして6回ばかりですか、停波をいたしました。地区につきましては、相川、佐和田、金井等でございます。その中には火災等がありましたが、火災は別件でございますが、その障害につきましてもいろいろ調査をいたしましたらば、光の送信ケーブルのことでございました。これにつきましては、ケーブルが悪いというものではございません。いろいろ道路改良、それから土地改良等々によりまして、移設、張りかえをいたします。そのときにつなぎ込みを、ケーブルをつなぐということによりまして、光が逆に反射をするということが判明いたしました。これにつきましては当初からわかっておったことなのですが、その調整をしておったのですが、その範囲を超えたということで電波が停止したということになりました。これについては、非常に市民の方にはご迷惑をかけたということで、大変申しわけなく思っておりますが、おっしゃるように今回の補正予算では、その対応策といたしまして、今まではその装置につきまして監視する装置がございませんでした。その地区からとまったら、停波したという連絡を受けまして、それを受けた地区を調査していきまして、その状況を調べたという状況ですが、今回入れることによりまして場所を特定すること、それから早期にわかること、それから土日、休みに応じましては携帯のほうにその場所が指定されまますし、大まかな内容もわかるようになっておりますので、幾らか時間が短縮してそのあたりを解消できるかということで今回補正に計上しましたので、よろしくご審議のほうお願いいたします。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 今のところ、関連でもう一回ちょっと聞かせてほしいのですけれども、今ほど停波したところの地区出ましたけれども、新穂のまちの中の火災のときに、畑野の地区でも見れない地区があったそうです。例えばこれを入れることによって、火災なりなんなりで線が切れたり焼けたりしたような

場合も、その場所がある程度特定できるようになるのだという理解でよろしいでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

新穂の火事では、畑野の長谷から一部に停波がありました。これを入れますことによって、早期にわかると思います。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第152号についての質疑を終結いたします。

議案第153号 平成22年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 簡単なことで聞いておきますが、まず歳入で基金繰り入れが900万ちょっと減額すると、それで歳出のほうへいきまして一般管理費は1,000万三角ということですが、一体この基金の歳入減というのはどういう意味を持つのか、ご説明を願いたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 議員のお尋ねにお答えをさせていただきたいと思います。

基金繰入金ということで、今回歳入歳出842万7,000円の補正をさせていただきましたが、その中でまず歌代の里の運営基金の繰入金のことでございますが、前年度繰越金のほうが67万5,000円ございます。それで、補正額から差し引きをいたしまして、まず運営基金に繰り入れる分を減ずる、910万2,000円ということをお願いをするということでございます。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） つまり基金繰り入れで予算を組んできたが、ここへ来て要らなくなったから、基金からは金を入れぬよと、こういう意味だというふうに単純に解釈すればいいのか、その成果として皆さん方は、先ほど繰入金が思いのほか入ったという意味のことをちらっと言うたが、つまり基金を減らしてもやっていけるよと、それには繰越金が相当来たよというのか、この辺のところの財政上の当初で組んだときと現在の変化について、もう少し詳しく説明を願いたいと。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えをさせていただきたいと思います。

繰越金の増でございますが、これ67万5,000円、想定されたものではないかなと思いますが、中身のほうでございますけれども、異動等ございまして、人件費の一般管理費が相当減をすることができました。ということで、歳出の減に伴いまして運営基金の繰入金の減をさせていただいたと、そういうことございます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第153号についての質疑を終結いたします。

議案第154号 平成22年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 歳入で一般会計繰入金3,398万1,000円の減、これはいかなる理由によって一般会計の繰入金がこれだけ減額できたのか、減額されたのか、その内容の説明をお願いします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 加賀議員のご質問にお答えをしたいと思います。

すこやか両津の特別会計でございますが、これにつきましては昨年度、21年度から短期入所等の事業を新たに開設をさせていただきました。その関係で、前年度繰り越しのほうが2,000万以上という形で出てきたというものでございます。それにつきましては、収益の増と、それから歳出のある意味での削減ということもあるかと思いますが、その2点が大きな原因だと思いますので、そこで差し引きをさせていただきまして、一般会計からの繰り入れを極力減ずるということをお願いをしたいと思います。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 特別会計という特殊な会計であるからなのだが、私がなぜこの一般会計繰入金の3,300万減を注目しておるかというのは、195ページへいきますと人件費が1,663万7,000円の減と、こういうものが出ておるわけ。あそこは、病院からベッドをもらいまして、その分だけ介護室というのですか、病室というのですか、それがふえたわけなのです。だから、ふえたのだから、当然のこととしてこの人件費もふえるというのが常識だと私は思うのです。ところが、一般職の給料を2人減らしておる。減らすことは別に悪いことだと言っておるのではないが、その施設の部屋がふえたと、介護施設がふえたということとこの給料が減になったということはどういう関係なのか。それは、これは営業みたいなものですから、営業収益がふえたということでそういうことはあり得るのですが、ここには職員2名減と具体的にうたってあるだけに、その辺の関係をもうちょっと、なぜ一般会計から3,300万も要らなくなったのか、そして人件費はこれだけ減らしてきたが、経営状態はいいと、こういうふうになるのか、その辺の関係をもうちょっとわかりやすく説明願いたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

人件費の一般管理費の一般職給料減でございますが、これにつきましては22年度から管理係に従来おりました職員を2名減ずるという形で減員になりました。その関係のもので2人減という形でございます。逆に一般管理費の臨時職員賃金増等につきましては、介護員等現場で働く従事者の不足分について計上させてもらったというものでございまして、議員がおっしゃったように、新しい事業を展開したのだから、人はふえるだろうというお尋ねだと思いますが、これについては人は、介護員等の人はふえておりますが、

一般職の関係が減になっておるものですから、その辺で差し引きでこういう形で一般会計の繰入金を増減するという形をお願いをしたいと思います。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第154号についての質疑を終結いたします。

議案第155号 平成22年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 人件費のところ、説明書には相川病院医師退職に伴う臨時医師雇用費、相川病院と書いて、補正額は1,053万2,000円と説明されておるのですが、この予算書の中では医師の給与は補正減で293万マイナスというふうになっているので、これも含めて相殺した結果でも293万減ということでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

塚本両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（塚本寿一君） お答えをいたします。

この人件費に係る分は、相川病院の医師が1名退職をしました。その関係で減にしたことと、あとその他人事異動等に伴う人件費、そういうものがすべて含まれて計上されておりますので、こういう金額になっておるということをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 人件費のことはわかりましたけれども、ドクターが1人退職されたということで大変なわけですけれども、ところがそのドクターも含めて数人の医師を臨時職員として雇用するというふうの説明されておるのですが、もし退職の理由がわかれば、オープンにできるのであればオープンにしていきたいと思うのですが、医師不足の時代に数人の医師を臨時職員として雇用するという意味がちょっと理解できないのです。そういう暇な先生方がおられるのかなというか、時間に余裕があるドクターがおられるのかということと、この体制によって常勤のドクターが1人やめられるわけですから、今後の診療等への影響がわかりましたら説明してください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

塚本両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（塚本寿一君） お答えをいたします。

大変それぞれの先生方がお忙しい中をご協力をいただくということで、病院長を中心にしてそれぞれご協力をいただくご理解をいただいております。今までいらっしゃる、今回おやめになった徳永先生が担当していた例えば胃カメラの部分に関しては、胃カメラができる先生をお願いをします。これは、週に1回とかという形でご協力をいただくことでご理解をいただいておりますし、それぞれの先生方のご了解、ご協力をできる範囲の中でご協力をいただく、あるいは当直に来ていただくという先生方も含めて、医師の充足率の84%以上を何とか確保できるという見込みになっております。

それからあと、退職をされた先生の退職をする理由ということではありますが、先生は漢方の勉強をきちっと自分自身でやっていきたいという、そういうご希望がありまして、その技術を身につけて、相川病院が好きだから、また相川病院に帰ってきたいというお話を聞いております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） ちょっと1点だけ聞きたい。

両津病院の収入で159万5,000円の増、補正しておるわけですが、その中身の説明を見ると、緊急雇用創出に関して、恐らくこれは一般会計から入ったものだろうと思いますが、159万5,000円が入ったというのですが、一体これはいかなる制度に基づく、どういう内容で緊急雇用と銘打ったお金が159万5,000円来る、それはどういう仕事をさせるのか、その辺の内容についてご説明を願いたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

塚本両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（塚本寿一君） お答えをいたします。

まず、緊急雇用対策事業として、私ども今回その事業に絡めてメディカルクラークの採用をしていきたい、これは将来的には加算がつくような形で体制をつくっていききたいというふうに考えています。これは、医師の大変忙しい業務を補助できる、例えば証明書等を一定程度そのメディカルクラークが準備をできるというような形で医師の作業を少しでも軽減をする、そのためには一応事業としては6カ月間研修をして、なおかつその間にきちとした研修機関で研修をさせるという条件のもとで6カ月後には、基本的には診療報酬の加算の対象になっていくというものであります。その部分で、私ども今回新規で初めての取り組みでありますから、ぜひこれは成功させていきたいと、医師がなかなか確保できない中で、こういうことをやりながら現在いる医師の負担軽減を図っていききたいし、あわせて医師のモチベーションを高めていきたい、そういうことでぜひ私ども取り組んでいきたいというふうに思っております。なお、加算が対象になった場合に、年間で約130万ぐらいの収益の増が見込めるというふうな計算をしております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 医者の方力を軽減して、そして円滑な事業推進ということでは大変いいことだと思うのです。

ただ、1つだけ申し上げておきたい。これが私のカルテだ、私がけきもらってきた。この私のカルテのところのこの表題というのは、私がこういうものをつけなければだめだよとつけさせた。ところが、中身がよくない。私の健康日記ではなかろう。私の健康記録ではないのか、これは。だから、後で機会があったらこれ詳細に説明しますが、これは重要な情報を私は入手しておるわけ。これをもっと大々的にやりなさい、せっかくそうやってお医者さんの労力を省くという方法が出てきておるわけだから、もっとこういうところに力を入れて、それでやったらよかろう。この機会ですので、これは日記ではない、健康記録ではないのか、一言申し上げて、担当者の見解を聞いておきます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

塚本両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（塚本寿一君） お答えをいたします。

けさ、表だけ加賀議員にコピーをしてお渡しをいたしましたのは、私の健康日記ということで、これは以前に議会でもご提案があった内容のものを今回取りまとめをいたしました。また機会があれば、これはお示しをしたいと思います。9月の広報、それからあとCNSテレビでも広報しておりますが、基本的にこの中身に関しては、私どもの立場としては病気は医師だけが治すものではないというふうに考えております。これは、あくまでも医師や、あるいはコメディカルスタッフというのは、ご本人の病気を助けるための支援者というふうな立場であります。ですから、ご本人のさまざまな記録をできるだけご本人から書いていただく、あるいはその内容に関しては、ご本人が例えば何月何日にちょっとぐあい悪かったなど、こういう状況がありましたよというものを記録をする記録用紙を挿入をしたり、あるいは検査の内容というのは何のために、この検査はどういう検査内容なのですよというものを中に入れておいたり、人間ドックの内容等そういうもの、それからさまざまなご本人の薬事情報を挟み込めるような、そういうファイルを用意をさせていただきました。そのファイルをお持ちになって病院に来ていただく、あるいはほかの医療機関にかかるときにそれをぜひ持っていってご活用をいただきたい。そういう立場で私ども今回作成をいたしました。加賀議員がおっしゃる、いわゆる私のカルテといいますが、カルテに関しては、基本的にはこれは個人情報の開示という中身で、ご本人から請求があればご本人の個人情報として開示できるカルテ内容に関しては開示をいたしておりますし、基本的にはその違いがあるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） これは質疑だから、一般質問ではございませんから、どうやって質疑するかという、その妙技を教えてやる。それではお聞きするが、日記と記録とは、国語事典にはどうなっていますか。これが質疑というものです。お答えください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

塚本両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（塚本寿一君） 病院管理部長として、国語事典の内容をここで解釈するというのはいかななものかというふうに思いますが、私自身が感じることでして理解をしておるのは、記録というのはあくまでも客観的に本人の感情を抜きにして事実を記載をする、それが記録だというふうに思いますし、それから日記というのはご本人のいろんな思いを含めた本人の記録だというふうに感じております。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第155号についての質疑を終結いたします。

議案第156号 平成22年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第156号についての質疑を終結いたします。

これより平成21年度決算の質疑に入ります。

議案第157号 平成21年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、一般会計は歳入歳出別とし、歳出はさらに款ごとに分けて行いますが、特別会計は一括でお願いいたします。

それでは、平成21年度佐渡市一般会計決算の歳入についての質疑を許します。

白杵克身君。

- 4番（白杵克身君） 毎年お聞きするような形になって恐縮なのですが、収入未済の項がかなりありますよね。ちょっと申し上げますと、市税、それから額は申し上げませんが、それから住宅の使用料、それから保育園の使用料、それから清掃手数料、それとこれはちょっと理解しにくい、財産収入の中で、これは42ページになっておりますけれども、不動産貸付収入の未済というのがあるわけです、23万ちょっとなのですが。それぞれのこの収入未済について、主にどのような理由で収入未済になったのか、またどのような収入確保するための対応をされたか、また今後どのように取り組んでいくか、その辺についてのそれぞれの項目について関係課長からお答えをいただきたい。

- 議長（金光英晴君） 答弁を許します。

児玉環境対策課長。

- 環境対策課長（児玉龍司君） お答えをいたします。

私のほうから、24ページ、衛生手数料の項目を説明させていただきます。ここに収入未済額ということで87万6,266円計上されております。この内訳につきましては、ごみ処理手数料、ごみ袋等の販売手数料、一企業の倒産に伴いまして、その手数料が未済になってございます。あと、し尿処理手数料につきましては、これはし尿処理のその手数料でございまして、現年分47万3,284円、そして滞繰分が37万9,082円というような内訳になってございますけれども、この未済額の今後の対応につきましては、それぞれごみ処理手数料及びごみ袋等の販売につきましてはまた請求をさせて、継続して請求をしていきますし、またし尿関係のものにつきましては今徴収員も委託をお願いしております。そういった徴収員の方々にもお願いしておりますし、また私ども職員もまたじきじきに出向いて徴収の作業をしております。

以上でございます。

- 議長（金光英晴君） 渡邊建設課長。

- 建設課長（渡邊正人君） 私のほうから市営住宅のほうをお答えさせていただきます。

市営住宅の関係でございますが、4,400万の未済額が提示されてございます。今まで保証人の関係が少し甘いような考えでございましたので、ぜひ今後は保証人を通じてもうきちっと責任の義務を果たしていただけるような方策をとりたいというふうに思っております。

- 議長（金光英晴君） 新井社会福祉課長。

- 社会福祉課長（新井一仁君） 私のほうから保育料の関係について説明させていただきます。

保育料につきましては、約1,300万円ほどの未収額がございまして。特に過年度から引き続き未収が続いているものが多くございますけれども、昨年度からは債権の差し押さえ等も含めた形で積極的な対応をとってまいっておりますし、今後も踏み込んだ対応をとってまいりたいと考えております。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 暫時休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（金光英晴君） 休憩を解いて、会議を続けます。

田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

市税等で6億400万ほどございます。それで、昨年状況を見ますと、市民税の場合ですが、給与所得者等の、営業等もございませうけれども、そのあたりの景気が悪いということで、昨年より下がる状況で収納になっておりますし、法人税につきましても景気の動向を色濃く反映しております、収入がおさまっていないということであります。この後ですけれども、昨年までは債権収納対策課ということでありましたが、今年度から室になっておりまして、長期の滞納者、あと大口等ございます。そういうものも含めて、昨年までは県からの人事交流等で滞納等もやっておりますし、ただ昨年あたりからは職員も結構なれてきておりますので、そういうことを踏まえながら大きな取り組みとして長期、大口の滞納者についても取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（金光英晴君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 財産貸付収入の入っていない分ですが、23万ほど。これは、いこいの村に関するものです。その後、今現在ですが、残り3,000円切るところまで収入しております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 監査委員の意見の中にも、収納に非常に努力されて、その実を上げておるといふような指摘もございませうが、ぜひこの債権の回収、特に住宅とかその他の使用料、こういうものについてもやはり税に準じた差し押さえなり法的措置をとるといふ方向で進むためには、前にも申し上げましたように、一般質問の中で提案も申し上げておりますが、債権管理条例というふうなものをつくる必要があると、一たんは市のほうでもつくりませうという話もありましたが、その後全然違う形でやるから、それはつくりませうといふふうなことも出ておりますが、今回改めてこういう収入未済が多くあるという実態を踏まえて、この後そのような取り組みを進めるお考えがあるかどうか、市長または副市長にお伺いいたしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） お答えいたします。

改めまして、これは大変な額になっておりますので、これについてはしっかりとこれから管理をしてまいりたい、お約束したいと思っております。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） ちょっと抽象過ぎて私にはよくわからないのですが、しっかりとという意味は、例えば債権管理条例などを制定して取り組むというお考えのことか、ただ漠然としっかりと取り組むということなのか、その辺をはっきりしてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） お答えいたします。

条例というところまでまだ今ここでお答えできませんけれども、そういう方向に向けまして、これ解消できるように対策をとってまいりたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

まず、1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、5款労働費から7款商工費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費及び9款消防費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、国民健康保険特別会計から……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○4番（臼杵克身君） 実質収支の調のところではちょっとお聞きしておきたいのですけれども、お許しいただけますか。

○議長（金光英晴君） どうぞ。

臼杵克身君。

○4番(白杵克身君) それでは、議長のお許しをいただきまして、325ページの実質収支に関する調書、この中で実質収支額が11億8,586万2,000円ほど載っておりますが、21年度の標準財政規模は幾らになっておいて、この実質収支額を除すと実質収支比率というのは何%になるのか、これについてお伺いしたい。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長(伊貝秀一君) お答えいたします。

実質収支比率でございませうけれども、標準財政規模をまず申し上げます。21年度の数値ですが、293億9,910万円でございます。293億9,910万円ということで、標準財政規模そのものについては前年比で6億1,200万、率にして2.1%増になっております。その関係で、実質収支を割りますので、実質収支比率としては、これは決算統計上で言えば9.5%……

[何事か呼ぶ者あり]

○財務課長(伊貝秀一君) 9.5。普通会計で決算統計上の数値でいうと9.5%、ただしこれを今の決算書の一般会計だけの数値で割り返した場合には、これは4.0%になります。

以上です。

○議長(金光英晴君) 白杵克身君。

○4番(白杵克身君) 議長、この実質収支に関する調書、今の実質収支比率、執行状況になるわけですが、これに関連して若干もとの歳出の項目に一、二点指摘してお伺いしてもよろしいですか。その中身そのものではなくて、方向をどうするかということの質疑です。よろしいですか。

○議長(金光英晴君) どうぞ。

○4番(白杵克身君) それでは、今普通会計ベースですと実質収支比率が9.5ということでしたね。そうすると、19、20年は2.6%なのですよ。そうですね。そうすると、9.5という実質収支比率が非常に高い、いわゆる執行がうまくいっていないと。予算の組み方に問題があるのか、あるいは執行残が多過ぎることになるのか、この辺はいずれにしてもどちらも私は該当するような気がするのですが、そこで予算の組み方としてまず指摘したいのが、これはほかにもいっぱいあるのですけれども、代表的なものを一、二ちょっと見ますと、例えば178ページのし尿処理、ここで不用額が6,221万2,000円、それから262ページの消防施設費です。工事請負費が1億2,388万4,000円と不用残が載っておるわけです。こういうのがあることを見ると、やはりその予算の補正にもう一工夫、必要があったのではないかというふうなことを感じるわけですし、今の9.5というのは、いずれ4%にしても非常に執行率が悪いということの裏返しになるわけですよ。そうすると、この4%、9.5というのは、財務課長としてはこの執行状況はおおむねこの程度でいいのだというふうに解釈しているのか、あるいはもう少し執行すべきであった、あるいは予算の減額補正なり組み替え補正なりをしてほかの事業をする必要があったと、こういう考えに立つのか、その辺の財務課長のお考え、または市長、副市長でも結構、それから総合政策監でも結構ですが、お考えをお聞きしたい。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 実質収支比率、これ普通会計ベースだと9.5%と申し上げました。確かにこの数値そのものは高くなってございます。21年度の特徴として、新たにケーブルテレビ特会ができたというのがございます。それも普通会計ベースの中に入り込んでおります。ケーブルテレビ特会の実質収支調書を見ますと、実質収支で1億余りの残が出ておるといのが大きな要因になっているのではないかというふうに思います。一般会計ベースで比較した場合には先ほど申し上げた4.0%ということですので、そのあたりがちょっとふえている要因になっているのではないかなというふうには思っております。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） こういう決算状況を踏まえて、今後実質収支比率に余りこだわる必要はないのですけれども、おおむね3%とかその程度が、一般的に経験則上はいいのではないかというふうに言われておるわけですが、この辺の予算の執行率といいますか、執行を高めるといようなことについて、今後予算編成上あるいは執行上どのように改善されていくのか、齋藤総合政策監にお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

齋藤総合政策監。

○総合政策監（齋藤元彦君） お答えいたします。

具体的にどうこうというのは、これから全庁的にやはりそこを管理していくというふうに指示をすることが大事になってきますし、やはり不用になるようなものについては、やはり最後の補正できちっとそこを処理するというのも大事かと思しますので、全体的に財政当局と調整しながら、さらに指導していきたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、国民健康保険特別会計から空港用地取得補償特別会計までの各特別会計については、すべての会計を一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第157号の質疑を終結いたします。

議案第158号 平成21年度佐渡市小倉財産区及び寺田財産区決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第158号の質疑を終結いたします。

議案第159号 平成21年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第159号の質疑を終結いたします。

議案第160号 平成21年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第160号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第133号から議案第160号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

日程第6 請願第8号、請願第9号及び陳情第4号

○議長（金光英晴君） 日程第6、請願、陳情の委員会付託を行います。

本定例会における請願第8号、請願第9号及び陳情第4号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

○議長（金光英晴君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来週7日火曜日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時27分 散会